

収 支 予 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
(1) 基本財産運用収入	1	1	0	
① 基本財産運用収入	1	1	0	
(2) 事業収入	1,580,721	1,390,697	190,024	
① 不動産賃貸収入	1,580,721	1,390,697	190,024	
(3) 負担金収入	21,942	19,982	1,960	
① 建物保守負担金収入	21,560	19,600	1,960	
② Wi-Fi事業負担金収入	382	382	0	
(4) 業務受託料収入	9,000	9,000	0	
① 業務受託料収入	9,000	9,000	0	
(5) 雑収入	1,650	1,730	△ 80	
① 受取利息収入	650	650	0	
② 雑収入	1,000	1,080	△ 80	
事業活動収入計	1,613,314	1,421,410	191,904	
2 事業活動支出				
(1) 事業費支出	1,231,267	1,029,851	201,416	
① 都市整備再開発事業費支出	2,550	4,050	△ 1,500	
② 都市緑化環境保全事業費支出	3,919	3,517	402	
③ 都市活性化地域振興事業費支出	15,230	15,246	△ 16	
④ 調査研究啓発事業費支出	3,400	4,500	△ 1,100	
⑤ 不動産賃貸管理事業費支出	1,206,168	1,002,538	203,630	
(2) 管理費支出	86,952	100,905	△ 13,953	
① 事務管理費支出	86,952	100,905	△ 13,953	
事業活動支出計	1,318,219	1,130,756	187,463	
事業活動収支差額	295,095	290,654	4,441	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
(1) 敷金・保証金戻り収入	0	6,993	△ 6,993	
① 敷金・保証金戻り収入	0	6,993	△ 6,993	
(2) 特定資産取崩収入	198,643	51,429	147,214	
① 退職給付引当資産取崩収入	0	11,429	△ 11,429	
② 減価償却引当資産取崩収入	198,643	40,000	158,643	
(3) 敷金・保証金収入	0	19,000	△ 19,000	
① 敷金・保証金収入	0	19,000	△ 19,000	
(4) 固定資産取得収入	11,000	19,400	△ 8,400	
① 不動産取得建設事業費収入	11,000	19,400	△ 8,400	
投資活動収入計	209,643	96,822	112,821	

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
2 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出	1,387	1,165	222	
① 退職給付引当資産取得支出	1,387	1,165	222	
(2) 固定資産取得支出	201,700	226,709	△ 25,009	
① 不動産取得建設事業費支出	201,600	226,609	△ 25,009	
② 器具備品費支出	100	100	0	
(3) 敷金・保証金返済支出	21,651	11,600	10,051	
① 敷金・保証金返済支出	21,651	11,600	10,051	
投資活動支出計	224,738	239,474	△ 14,736	
投資活動収支差額	△ 15,095	△ 142,652	127,557	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
(1) 借入金返済支出	290,000	290,000	0	
① 借入金返済支出	290,000	290,000	0	
財務活動支出計	290,000	290,000	0	
財務活動収支差額	△ 290,000	△ 290,000	0	
Ⅳ 予備費支出	20,000	5,000	15,000	
当期収支差額	△ 30,000	△ 146,998	116,998	
前期繰越収支差額	30,000	146,998	△ 116,998	
次期繰越収支差額	0	0	0	

注1. 収支予算書は平成18年度から「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に示された3区分の様式により構成している。

注2. 収支予算書は「特例民法法人が新制度移行前に平成20年基準を採用する場合の指導監督等について(通知)」(平成21年3月27日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室参事官)に基づく東京都の指導並びに、定款の規定を参酌し、従前の資金収支ベースの収支予算書を作成している。